

# 令和 8 年度とっとりドローン活用推進 セミナー参加事業者 募集要領

募集期間 令和 8 年 4 月 20 日(月)から令和 8 年5月15日(金)まで

令和 8 年 4 月 20 日 鳥取県商工労働部商工政策課

【問合せ先】

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県 商工労働部 商工政策課

電話 0857-26-7538 FAX 0857-26-8117

メール [shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp)

## 1 セミナーの趣旨

ドローンを活用した地域課題の解決に向けて、今後のドローンの活用に関する最新動向や先進的な活用例を紹介することで、県内事業者、関係機関の方にドローンの可能性・将来性を確認し、今後の鳥取県におけるさらなる産業活用等を考える機会を設け、情報交換及び意見交換することを目的とする。

## 2 セミナーの概要

### (1) セミナーの内容 (予定)

#### ①開催日時

令和8年5月22日(金) 13:00～16:30

#### ②場所

鳥取県庁第二庁舎4F第22会議室(鳥取市東町一丁目271番地)

#### ③参加者

ドローン事業者、県内市町村、県庁関係課等

#### ④プログラム (予定)

##### 【第一部】(13:05～14:35)

##### ○特別講演

「ドローンの地上リスク評価から見える国内のドローン航路の構築状況と求められる機体について」

Intent Exchange 株式会社 COO 西村 詳治 氏

「目視外・長距離飛行を行う際の準備と申請における要点」

株式会社ドローンオペレーション 代表取締役社長 出口 弘汰 氏

##### ○令和7年度県実証報告

「鉄道及び自動車専用道路上空飛行等に関する実証報告」

株式会社 GEO ソリューションズ

##### 【第二部】(14:45～15:15)

##### ○令和7年度ドローン社会実装モデル創出支援事業補助金活用事業者報告

・「閉鎖・水中空間に特化した鳥取型スマートインフラ点検モデル」

鳥取版ドローンディープスコープ 小田 斉 氏

・「AI と Dual ドローン(空撮ドローン&水中ドローン)を用いた沿岸域マッピングとスマートフォンアプリでの沿岸域健全度情報提供事業」

株式会社鳥取クリエイティブ研究所 代表取締役 松原 雄平 氏

##### 【第三部】(15:20～16:30)

##### ○県内ドローン関係事業者等の PR (15:20～15:50)

##### ○名刺交換会 (15:50～16:20)

##### ○ドローン関係補助金案内 (16:20～16:30)

(2) 県内ドローン関係事業者の募集事業者数：2者程度を想定

(3) 事業者発表概要(予定) ※オンライン不可

発表内容：事業者毎の取り組み事例や県内市町村への事業提案等

持ち時間：10分程度（※参加事業者数に応じて調整）

会場設備：プロジェクター、マイク、スピーカー、レーザーポインター等

当日準備物等：①発表用データ（PCに保存しお持ちください）

②印刷した発表資料（参加者数分）※任意

事前準備物：貴社ちらし等、県内市町村に向けてアピールしたい内容等をまとめたデータ（A4用紙1枚分）

※参加決定後、提出いただきます。会場に配布予定。

### 3 費用負担（参加事業者が負担する額）

参加に伴う事業者人件費、交通費、宿泊費等（会場に係る費用は、鳥取県が負担）

### 4 応募資格

応募者は次の要件の全てを満たしていること

- ・鳥取県民や県内事業者、行政が抱える地域課題に対して、自社が有するドローン事業による取り組み事例の紹介、事業提案等が可能な事業者であること
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと

### 5 参加事業者の選定基準

応募時に提出された書類に基づき以下を勘案し、参加事業者を選定する。

（1）申請内容と本セミナーの趣旨との整合性が取れたもの

（2）応募多数の場合は、以下の観点から総合的に判断する。

- ① 想定される課題の解決が、鳥取県の発展に、より高い効果をもたらすと判断されるもの。
- ② 想定される課題の解決策について、波及効果が期待できる内容であるもの。
- ③ 県内の事業者の関心が高い分野での活用方法を提案できると判断されるもの。
- ④ 県内事業者からの応募を優先する。

（3）選考方法

書類審査により2者程度を選定。

（4）選考結果の通知

選考結果は書面で通知。選考は非公開とし、結果に関する問い合わせは受け付けない。

### 6 応募の手続等

（1）提出書類

- ①とっとりドローン活用推進セミナーPRタイム参加申込書 1部
  - ②会社概要、パンフレット等事業者の概要がわかるもの 1部
- ※その他、事業の実施に必要な書類の提出を求めることがある

(2) 提出方法及び提出期限

・提出方法：下記(3)までメール又は持参・郵送する。

※郵送の場合は、その旨を電話により連絡すること

・提出期限：令和8年5月15日(金)17時 必着

(3) 提出先

【電子メール】 [shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp)

【郵送・持参】 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎7階 鳥取県商工労働部商工政策課

6 スケジュール

(1) 応募期限 令和8年5月15日(金)17時 必着

(2) 参加事業者の選定 令和8年5月18日(月)(予定)

(3) セミナー詳細等連絡 令和8年5月18日(月)(予定)

(4) とっとりドローン活用セミナー 令和8年5月22日(金)(予定)